

卷之三

YU

山梨県人権擁護委員連合会

「結い」とは田植えなどの時の助けあいのこと。

充実の研修会多彩に

☆今回特集号として、人権啓発活動地方委託事業(ネット事業を含む)についての解説を企画しました。保存版として今後の委員活動の参考にして下さい。 [二~三面]

て今わたしたちにできる」と題する講演会であった。

心が作る笑顔の輪

第二回 山梨県人権標語エンティスト結果

県ネット事業の一つである人権標語コンテストの表彰式が一月二七日、甲府市の談露館で行われた。

もらえたことがあげられる。入賞作品をみると、小中高校生の作品には、「やめようよ…」「話そうよ…」といった「語りかけ口調」の作品

得て一次審査を、一月一日には最終審査を行つた。今後、応募作品が増加することも考えられ、審査の方法が課題となりそうだ。今回表彰された優秀作品は次の通りである。

今年度最後の県連研修会
が、二月五日中央市の玉穂
生涯学習館で開催された。

九月三日から一一月二日まで、小学
生、中・高校生、一般の三部門に分け
て募集した

中・高校生の応募が大幅に増えたが、その理由として、
①学校で授業の一環として取り上げてもらえたこと②
大勢の子供達に、取り付きやすいとして興味を持つて

今回は応募作品が多かつたため、審査方法として、特設相談会の折りに、出席の委員によつて予備審査を行つたほか、一二月二一日に四〇名近い委員の応援を

一般作品には、「人権」という言葉が入っている作品が多く、人権の尊重の精神を的確に表現していた。

につながる語彙が多く使われていた。

が多く、また
「心」「手」とい
つた〈温もり〉

うよ：」といつ
け口調」の作品

とがあげられる。すると、小中高には、「やめよう

- ◎持ちたいね 相手の立場になる気持ち
- 人権は、あなたと私の 心の絆
- 思いやり 育む環境 大切に
- 人権は 認めあうもの 守るもの
- さしのべる 手から始まる 心の輪
- やさしさの 種で咲かそう 人権の花

○思いやる 心が作る 笑顔の輪

○助けあう 心をいつも 大切に

○結ぼうよ 心のきずなど 愛の手を

○見ないふり しないでさし出す 勇気の手

○してはだめ じぶんがされて いやなこと

○ちがうけど、そーがいいとこ きみとぼく

【 中・高校生部門 】

○ひとつで 守れる命が ここにある

○差しのべて あなたのその手が 救いの手

○さしのべた 手と手がつなぐ 明るい社会

○ちょっと待て 囚犯になるかも その言葉

○同じだよ 君も私も 地球の子

○やめようよ 言葉の暴力 無関心

人権標語コンテスト優秀作
小学生部門

「◎最優秀賞 ○優秀賞」

佐野 良美（身延町）
芦澤 秀樹（増穂町）
武藤 敦子（北杜市）
望月 紀康（身延町）
政井亜津砂（甲府市）
中込美代子（市川三郷町）

木村	武川	有野	保坂
石原	和光	真紀	あい里
宮沢	寄特	望月	(八田小5年)
野沢	莉沙	美玖	(石和南小6年)
野沢	俊	小笠原由佳	（玉幡小4年）
（芦川小3年）	(吉田高1年)	(身延小2年)	
(若草中1年)	(若草中2年)	(西中2年)	
(竜王中1年)	(西中2年)		

予定時間を超える質問に
も、丁寧にお応えくださいさつ
た先生に深く感謝したい。
二月二一日には峽南協議
会研修会が、下部ホテルで
開催された。研修会前半は
人権教室の経過と今後の課
題について「ビデオ上映を
通して『人権教室』を考え
る」と題して九〇分、休憩
を挟んだ後、各種研修会の
参加報告および意見交換を
六〇分と、充実の研修会で
あつた。(四面に続く)

**説 人権啓発活動地方委託事業について
(ネットワーク事業を含む)**

解

甲府地方法務局

人権擁護係長 高橋 真美

一、地方委託事業について

地方委託事業とは、地方

公共団体が実施する人権啓

発活動について、委託の手

法を用いて国から財政上の

支援を行い、全国的に一定

水準の啓発活動を確保する
ことを目的としたものであ
り、地域の実情に応じたき
めの細かい活動が期待され
ている事業です。

沿革的には、旧総理府・
旧総務庁の地域改善対策室

を予定している地方委託事業
を図に表すと、図Aになります。
事業の主な種別としては、

①講演会、②資料作成、③放
送、④新聞広報、⑤研修会、
⑥地域活性化事業、⑦その
他の事業があります。各種

別の後ろ()書きの部
分が、具体的な内容です。

この地方委託事業は、市
町村へ再委託する再委託事
業として行うことも可能で
あり、それを図に表したも
のが、図Bになります。本

「地域改善対策啓発活動等
委託事業」が、この事業の
前身となります。

平成一二二年一二二月に公
布・施行された「人権教育
及び人権啓発の推進に関す
る法律」第九条に、「国は、

人権教育及び人権啓発に関
する施策を実施する地方公

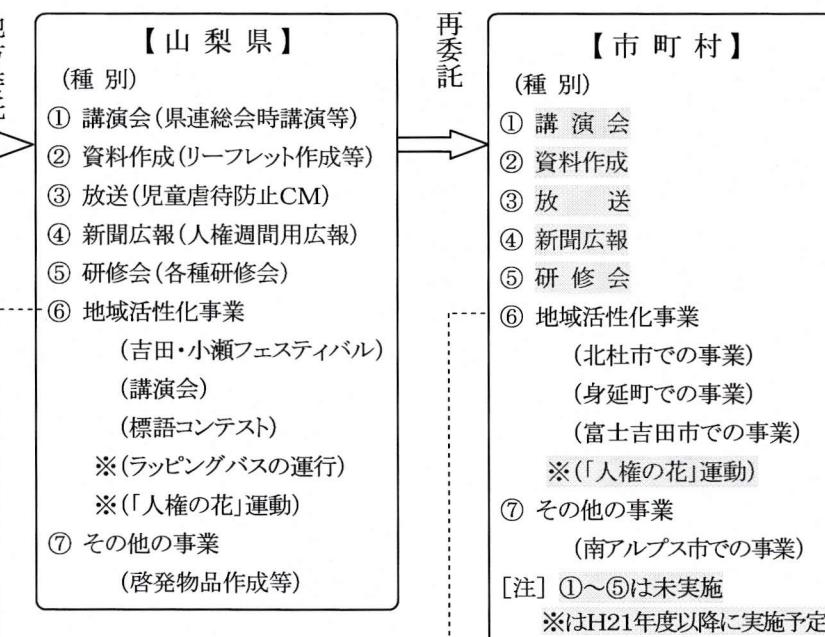
での種別で事業を行うこと
は可能なですが、山梨県
の場合、これまでこうした
事業を行いたいという各市
町村からの申し入れがなか
つたため、⑥の「地域活性

化事業」だけを毎年三つの
市町村にお願いし、実施し
てきた経緯があります。
そこで、今後は、⑥以外の
事業も市町村で積極的に実
施していただくよう、平成

一九年度の市町村担当課長
打合会の席上、改めて市町
村にお願いしたところ、南
アルプス市からはじめて、
⑦の「その他の事業」への
申し入れがありました。今

(図 A)

(図 B)



連携・協力

連携・協力

(図 C)

山梨県人権啓発活動
ネットワーク協議会

通称「県ネット」

甲府又は都留地域人権啓発
活動ネットワーク協議会

通称「地域ネット」

後は、他の市町村においてもこうした申し入れがなきれることが期待されてい

ところです。また、⑥の「地域活性化事業」については、これまでの方法を引き継ぐ形で、平成二〇年度も三市町村（北杜市、身延町、富士吉田市）で事業を行う予定となっています。

二〇四

(一) 人権啓発活動ネットワークとは

いる今日において、啓発活動を効果的に推進していくためには、各主体が個別にこれら事業を実施するだけではその効果に限界があります。そこで、相互が連携・協力して一層総合的かつ効果的な啓発活動を行え

平成19年度総会にて

「ワーク協議会」として、法務局本局・鰍沢支局及び両管内の市町村並びに甲府・
岐南協議会を構成員とする「甲府地域人権啓発活動ネットワーク協議会」が設置
され、続いて、法務局大月支局及び同管内の市町村並びに都留協議会を構成員と
する「都留地域人権啓発活動ネットワーク協議会」が設置されました。

(三) 地方委託事業とネットワーク協議会

地方委託(図A)及び再委託(図B)の各事業①～⑦のうち、⑥の地域活性化事業を行ふに当たつては、前記(二)の各ネットワー
ク協議会と連携・協力して事業を行わなければならぬとされています(委託要
綱第四条第二項)。

従つて、山梨県の場合は、図Aの⑥地域活性化事業について、原則「山梨県人
権啓発活動ネットワーク協議会」と連携・協力して、また、図Bの⑥地域活性化事
業については、原則「甲

「ツトワーク協議会」が設置され、続いて、法務局大月支局及び同管内の市町村並びに都留協議会を構成員とする「都留地域人権啓発活動ネットワーク協議会」が設置されました。

地方委託（図A）及び再委託（図B）の各事業①～⑦のうち、⑥の地域活性化事業を行うに当たっては、前記（一）の各ネットワークリ協議会と連携・協力して事業を行わなければならぬとされています（委託要綱第四条第二項）。

府又は都留地域人権啓発活動ネットワーク協議会」と連携・協力して、事業を行わなければならぬことになります。

そのため、これらの事業を「ネット事業」と呼んだりしています。

こうした中、平成一九年度からは、地方委託（図A）における⑥地域活性化事業の一つとして「ラッピングバスの運行」を、また、再委託（図B）における⑥地域活性化事業の一つとして「人権の花」運動を、それぞれ全国的に実施することになりました。そしてこれら事業も「地域活性化事業」の一つである」とから、各

小学校に咲いた「人権の花」

ネットワーク協議会と連携・協力して行わなければならぬ事業となります。

山梨県では、「ラッピングバスの運行」については、平成二〇年度から実施する予定となっています。また、「人権の花」運動については、既に全国に先駆けて、平成一六年度から地方委託（図A）における⑥地域活性化事業としての位置づけでこの活動を展開してきた実績があることから、平成二〇年度も、再委託（図B）ではなく、地方委託（図A）での⑥地域活性化事業という位置づけで「人権の花」運動を行う予定です。

しかしながら、今後は全國の動きに合わせる必要性があることから、平成二一年度からは、「人権の花」運動を再委託（図B）における⑥地域活性化事業として県が一括購入することで、実質的にはこれまでのスタイルを維持していくたいと考

動を再委託（図B）における⑥地域活性化事業として展開しながら、花の苗等は県が一括購入することで、実質的にはこれまでのスタイルを維持していくたいと考えています。

図 A の⑥地域活性化事業については、原則「山梨県人権啓発活動ネットワーク協議会」と連携・協力して、また、図 B の⑥地域活性化事業については、原則「甲府地方法務局・山梨県人権擁護委員連合会の四機関で構成する「山梨県人権啓発活動ネットワーク協議会」が設置されました。またその後、「地域ネット

域活性化事業の一つとして「人権の花」運動を、それぞれ全国的に実施することになりました。そしてこれら事業も「地域活性化事業」の一つであることから、各委託（図B）における⑥地

る⑥地域活性化事業として
展開しながら、花の苗等は
県が一括購入することで、
実質的にはこれまでのスタ
イルを維持していくたいと
考えています。

